

防災功労者知事表彰要領

(趣旨)

第1 この要領は、消防表彰規程（昭和39年12月18日告示第367号）第3条中、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防禦に関する対策の実施に協力又は従事し、その成績特に優秀な者（以下「防災功労者」という。）の知事表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 防災功労者の表彰は、次により実施する。

1 個人

(1) 対象

次のいずれかに該当し、その功績が優秀であると認められる者とする。ただし原則として同一事案に関して知事表彰を受章している者及びその他表彰するに相応しくないと認められる者を除く。

ア 被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧・復興その他災害時の防災活動に貢献した者

イ 出版物、映像等の提供、講演会の開催その他自主的な活動の実施、又は防災関係機関が主催する防災関連行事への参加・協力等その他防災思想の普及に貢献した者

ウ 次のいずれかに該当し、防災体制の整備に貢献した者

(ア) 防災活動を通じて地域の防災力の向上に貢献した者

(イ) 防災に関する調査・研究活動等において顕著な功績を挙げた者

(ウ) 防災会議その他防災関係機関において防災対策の推進に貢献した者

エ その他防災について他の模範として推奨すべき顕著な功績があった者

オ その属する団体の構成員としての活動により、前述ア～エに該当し、その功績が優秀であると認められる場合は、当該個人ではなく、その属する団体を表彰の対象とする（当該団体が本要領第2の2に該当する場合に限る）。ただし、所属団体の活動内容と異なる個人的な活動はその限りではない。

(2) 市町村表彰との関係

原則として、前年度以前に同一事案により市町村長の表彰を受けている者を表彰対象者とする。ただし、次のいずれかに該当する者についても表彰対象者とする。

ア 市町村において防災功労者に関する表彰を行っていない場合

イ 市町村長の表彰を受けていないが、災害により多大な被害が生じた場合若しくは被害が予測される時に、特に優秀な防災活動を行った者

2 団体

(1) 対象

次のいずれかに該当し、その功績が優秀であると認められる自主防災組織、企業その他の団体とする。ただし、原則として同一事案に関して知事表彰を受章している団体及びその他表彰するに相応しくないと認められる団体を除く。

ア 被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧・復興その他災害時の防災活動に貢献した団体

イ 出版物、映像等の提供、講演会の開催その他自主的な活動の実施、又は防災関係機関が主催する防災関連行事への参加・協力等その他防災思想の普及に貢献した団体

ウ 防災活動を通じて地域の防災力の向上に貢献した団体で、次の基準を満たしている団体

(ア) 消防本部、消防団等と連携して地域に密着した活動を効果的に行っている団体

(イ) 組織的に計画して活動している団体

エ その他防災について他の模範として推奨すべき顕著な功績があった団体

(2) 市町村表彰との関係

原則として、前年度以前に同一事案により市町村長の表彰を受けている団体を表彰対象団体とする。ただし、次のいずれかに該当する団体についても表彰対象団体とする。

ア 市町村において防災功労者に関する表彰を行っていない場合

イ 市町村長の表彰を受けていないが、災害により多大な被害が生じた場合若しくは被害が予測される時に、特に優秀な防災活動を行った団体

ウ 所属する代表者等が、その団体の構成員としての活動により、市町村の表彰を受けた場合。

3 表彰の内容

表彰状及び副賞

附則 この要領は、平成17年12月22日から施行する。

附則 この要領は、平成23年4月15日から施行する。